

陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保 する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

討論一覧(討論順掲載)

賛成討論 門原武志 議員

東郷町と愛知県では、公契約の透明性の確保、品質の保証、労働環境の適正化、地域経済の発展などを目標に、自治体と事業者の責務を定めた公契約条例が制定されている。これは公契約を結んだ事業者が、適正な価格、人件費で資材や人員を確保することにつながる。しかし未制定の自治体が多く、東郷町内の事業者などが他の自治体が関係する業務を請け負う際ことを考えれば、東郷町と愛知県が公契約条例を制定すれば済むというわけではなく、公契約法の制定が必要だと考える。

反対討論 水川淳 議員

令和2年4月に施行された東郷町公契約条例により、本町では公共サービス基本法第11条の確実な履行が果たされている。この陳情へ賛同を促す声の中に、本町以外の自治体の公共事業にかかる契約に関係する町民もあり、広域でその法益に浴すべき、との声もあるが、隣接自治体では、ほぼすべての自治体が当該条例を制定もしくは制定に着手していることもその際述べておく。そのうえで、そもそも、国・県・市町村の法律と条例の制定目的は性質が異なる。本町が果たすべき役割を果たしている限り、本陳情は不要。

賛成討論 中野まさひろ 議員

平成 21 年、公共サービスの受注をめぐる低価格過当競争により公契約事業従事者が低賃金や不安定雇用にさらされていることに対し、「公共サービス基本法」が制定された。その第 11 条は、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定。それを受けて本町では、令和 2 年第 1 回定例会において「東郷町公契約条例」が全会一致で可決、制定された。そして、現在全国で 88 自治体、愛知県下では愛知県や東郷町を含め 20 自治体が公契約条例を制定している。本町の「公契約条例」と「公契約法」は目的を同じくしており、「公契約法」の制定を国に求めることに反対する理由はない。